

行政報告

12月3日から10日まで第4回町議会定例会が開かれました。「公立学校教諭・養護教諭の時間外勤務手当等請求事件について」ほか1件を報告します。

行政報告

公立学校教諭・養護教諭の時間外勤務手当等請求事件について

これは、北海道教職員組合に加入している公立学校教諭・養護教諭が、北海道と浦幌町など113の市町村を相手に、「超過勤務が常態化しているのに、それに見合った手当が支払われていない」として、平成13年11月21日から同年12月20日までの1カ月分の超過勤務手当の支払いと、その利息および訴訟費用の負担を求めて訴訟を提起したものです。



12月9日の日曜議会には多くの方が傍聴に集まりました

平成16年8月の町議会臨時会において行政報告していますが、平成16年7月29日、札幌地方裁判所において、原告らの請求を棄却する判決が言い渡され、原告の北教組側が、この判決を不服として、平成16年8月10日付けで控訴していましたが、本年9月27日、札幌高等裁判所において控訴審判決が言い渡され、1審どおり原告の控訴を棄却するという判決でした。

これを受けて原告側は、控訴審判決が全部不服であるとし、本年10月10日付けで最高裁判所に対し、原判決を破棄し、さらに相当の判決を求めるとして上告を提起したところです。

原告団は教職員個々で構成しており、これまでの審理中にも訴えの取り下げを行う原告者もあり、本町関係の原告は、訴え当時は20名でしたが、控訴審では2名が取り下げ、上告審における原告者は18名となっております。

本町としては、これまで同様、引き続き北海道町村会の顧問弁護士である佐々木泉顕弁護士に委任をし、北海道および他市町村と一体となり応訴することとしています。

今後、最高裁判所において審理されることとなりますが、裁判の推移を見ながら適宜、報告します。

行政報告

福祉灯油事業について

昨今の原油高騰に伴い、本町内における灯油1リットル当たりの価格も徐々に値上がりし、本年12月3日の値上がりにより本年4月1日現在と比較して約30円も高くなりました。このことは、冬期間における暮らしを直撃し、特に、高齢者や障害者などの低所得者世帯においては、経済的負担が増大し、大きな打撃を受けることとなることから、激変緩和対策として、灯油購入経費の一部を助成する緊急支援を行いたいと考えています。

この緊急支援は、本年度限りの措置

とし、対象世帯としては、「65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯および障害者世帯」、「一人親世帯であって、平成19年度分の町民税非課税世帯」とし、生活保護世帯は除くこととしており、概ね500世帯と考えています。

助成は、本年4月1日現在と12月3日現在の灯油1リットル当たりの差額約30円相当額の灯油300リットル分、一世帯当たり90000円の福祉灯油券での支給を考えており、町があらかじめ町内灯油販売業者と委託契約を結び、福祉灯油券を受けた方はその券を購入業者に渡し、灯油を購入していただくこととなります。

町民の皆様には、今後広報等により周知し、1月中旬までに申請を受付けできるだけ早く福祉灯油券を交付したいと考えています。

